

# 北海道小学校長会会則

## 第1章 総則

第1条 この会は北海道小学校長会といい、事務所を札幌市中央区北5条西6丁目道通ビル内に置く。

第2条 この会は小学校長の職能向上と本道教育の振興をはかることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学校経営に関する事項
- (2) 研修に関する事項
- (3) 身分の確立と福利厚生に関する事項
- (4) 研究調査に関する事項
- (5) 会員相互の連絡調整に関する事項
- (6) 教育行政機関及び関係団体との連絡提携に関する事項
- (7) その他 目的達成に必要な事項

## 第2章 組織

第4条 この会は北海道の小学校長をもって構成する。

### 第3章 役員

第5条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 6名 (3) 監査委員 5名 (4) 事務局長 1名 (5) 理事, 幹事 若干名

第6条 会長, 事務局長は, 理事研修会で決定し, 総会で承認を得る。副会長, 監査委員, 理事は総会で決定する。

ただし, 欠員を生じた時は理事研修会で補充することができる。

第7条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその代理をする。

3 監査委員は会計を監査する。

4 事務局長は会務を掌理する。

5 理事は総会から委任された事項を審議決定するとともに, 会務の執行にあたる。

6 幹事は会務を処理する。

第8条 役員任期は1か年とし再選をさまたげない。ただし, 補充役員任期は前任者の残任期間とする。

### 第4章 会議

第9条 総会研修会は代議員をもって構成し、本会の最高議決機関である。

2 代議員は各地区単位で選出する。ただし、各地区15名までは1名、15名及び30名までは2名とし、25名及びその瑞数ごとに1名を増す。

3 総会研修会は会長が招集し毎年1回開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

4 議長はその都度代議員の中から選出する。

第10条 総会研修会に付議する事項は次のとおりとする。

(1) 役員 (2) 決算 (3) 事業及び予算 (4) 会則 (5) その他重要事項

第11条 総会研修会は構成員の1/2以上の出席をもって構成する。

第12条 理事研修会は会長、副会長、事務局長、理事、幹事をもって構成する。

2 理事は地区校長会よりそれぞれ1名選出する。このほか会長が若干名推薦することができる。

3 理事研修会は会長が招集し、議長は副会長があたる。

第13条 監査委員会は監査委員長及び監査委員をもって構成し会計の監査を行う。

2 監査委員長は監査委員の互選できめる。

## 第5章 事務局

第14条 この会の会務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局は事務局長、次長、庶務、会計及び幹事をもって構成する。

## 第6章 会計

第15条 この会の経費は会費、助成金その他の収入をもってこれにあてる。

第16条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第17条 会費は総会の決議による。

## 付則

第18条 この会則は出席代議員の2/3以上の賛成がなければ改廃することができない。

第19条 この会の細則は理事研修会で定める。

第20条

- (1) この会則は昭和 41 年 5 月 20 日から施行する。
- (2) この会則は昭和 45 年 5 月 8 日一部改正する。
- (3) この会則は平成 2 年 5 月 18 日一部改正する
- (4) この会則は平成 8 年 5 月 9 日一部改正する。
- (5) この会則は平成 9 年 5 月 15 日一部改正する。
- (6) この会則は平成 12 年 5 月 17 日一部改正する。
- (7) この会則は平成 16 年 5 月 17 日一部改正する。
- (8) この会則は平成 19 年 5 月 14 日一部改正する。
- (9) この会則は平成 25 年 5 月 13 日一部改正する。
- (10)この会則は平成 26 年 5 月 12 日一部改正する。

---

## 北海道小学校長会細則

### 第 1 章 総 則

第 1 条 この細則は本会会則第 19 条によって定める。

### 第 2 章 部 制

第 2 条 理事研修会は会則 6 条及び次の部を設けて業務を分掌し、各部に正副部長をお

く。

なお、必要に応じ特別委員会を設けることができる。

- (1) 経営部 関係法規の研究調査，組織の強化に関すること。
- (2) 研修部 研修その他文教に関すること。
- (3) 対策部 文教施策及び教育諸条件の充実にに関すること。
- (4) 情報部 情報の収集と分析，発信に関すること。

第3条 部員及び特別委員は必要に応じて会員中より会長が委嘱することができる。

### **第3章 会計**

第4条 会費は毎年6月と10月に分納するものとする。

第5条 業務遂行上に必要な旅費は本会において負担する。

2 旅費規定は別に定める。

第6条 弔慰内規は別に定める。

### **第4章 事務局**

第7条 事務局は次の会務を処理する。

(1) 会務の連絡調整, 渉外, 議事の企画処理, 記録等庶務一般に関すること。

(2) 会費の収入, 経費の支出, 予算書, 決算書等会計事務に関すること。

第8条 次長, 庶務, 会計並びに幹事は理事研修会の議を経て会長が委嘱する。

ただし, 次長, 庶務, 会計は理事をあてる。

第9条 事務局は必要に応じて書記をおくことができる。

## 付 則

第10条 この細則は昭和41年5月20日より施行する。

2 この細則は昭和45年5月8日一部改正する。

3 この細則は平成16年2月25日一部改正する。

4 この細則は平成19年5月15日一部改正する。